

予防が自立した生活への第一歩

シリーズでお届けしております介護保険・介護予防に関するお知らせの5回目は、今回の制度改正で重点が置かれた予防事業の内容について具体的にお知らせします。

現

在は介護を必要としていないが、このままでは要支援・要介護になる恐れがあると判断される方は、「地域支援事業」による介護予防サービスが受けられることは前回お知らせしましたが、それでは地域支援事業のサービスとは具体的にどのようなものなのか、実際に羽幌町で受けられるサービスに沿ってご説明します。

3つの事業で構成

地域支援事業は、「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業で構成されています。

これらは、直接対象者へサービスを提供するものや、介護予防を進める上での環境整備に資するものなどが含まれています。

介護予防事業

この事業の対象は次の2つに区分されます。

全ての65歳以上の方のうち、要支援・要介護状態になる恐れがあると判定された方は「介護予防特定高齢者」、それ以外の元気で各活動などへの参加ができる方を「介護予防一般高齢者」とします。

介護予防特定高齢者に対するサービスとしては、まず「通所型介護予防事業（デイサービス）」があり、通所によって介護予防を目的に「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などに効果があると認められる事業を実施します。

閉じこもり、認知症、うつなどの恐れのある特定高

齢者には、保健師などが居宅などを訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価して必要な相談や指導を行なう「訪問型介護予防事業（訪問指導）」が提供されます。

介護予防一般高齢者に対する事業としては、介護予防に関する基本的な知識を身に付けてもらうための普及啓発事業、介護予防に資

する地域活動組織の支援やボランティアなどの人材育成のための研修などを実施します。

こうした予防への取り組みが、自立した生活を継続していくための第一歩です。

↓お問い合わせ

すこやか健康センター内
地域包括支援センター係
☎ 62・6021

表：地域支援事業を構成する3事業

介護予防事業
<p>介護予防特定高齢者 (要介護・要支援になる恐れあり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス ・ 訪問介護 <p>介護予防一般高齢者 (地域活動などに参加ができる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発 ・ 活動支援
包括的支援事業
任意事業